



皆様に支えられ50余年、
長野県民交通災害共済は、
これからも交通事故の被災者のために
助け合いの輪を広げます。

《お問合せは》お住まいの市役所担当窓口へ

窓口一覧

- ◆松本市役所 地域づくり課 (0263)34-3280(直通)
- ◆小諸市役所 生活環境課 (0267)22-1700(内線2275)
- ◆飯山市役所 市民環境課 (0269)67-0726(直通)
- ◆上田市役所 市民参加・協働推進課 (0268)22-4140(直通)
- ◆伊那市役所 生活環境課 (0265)78-4111(内線2216)
- ◆茅野市役所 市民課 (0266)72-2101(内線255)
- ◆岡谷市役所 市民生活課 (0266)23-4811(内線1166・1172)
- ◆駒ヶ根市役所 危機管理課 (0265)83-2111(内線222)
- ◆塩尻市役所 地域づくり課 (0263)52-0280(内線1151)
- ◆飯田市役所 危機管理課 (0265)22-4511(内線2434・2435)
- ◆中野市役所 生活環境課 (0269)22-2111(内線238)
- ◆佐久市役所 生活環境課 (0267)62-3094(直通)
- ◆須坂市役所 市民課 (026)245-1400(内線3240・3248)
- ◆大町市役所 市民課 (0261)22-0420(内線463・464)
- ◆千曲市役所 市民生活課 (026)273-1111(内線2241)

「自治会・町内会」等 役員の皆様へ

ご協力をよろしくお願いいたします。



年会費 1人 400円

見舞金 2万円 実入院
実通院 2日 ~ 最高 100万円

長野県民交通災害共済組合

(この事業は県内15市で構成する当組合が運営しています)

『長野県民交通災害共済』って何？



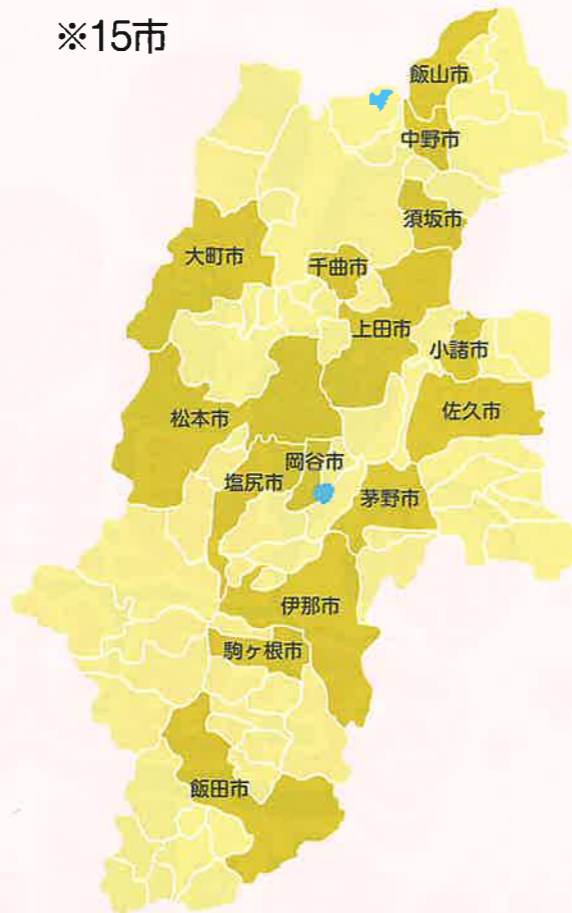
県内15の市※が共同で行っている事業で、
思いがけず交通事故にあわれた方々に
見舞金を差し上げるという助け合いの制度です。

この共済は、日本が車社会となり交通事故が増加した昭和43年(1968年)に被災者救済のため、同じ共済制度の実施を計画していた県内の市が集まり設立されました。現在では、15の市が共同で行っています。(その事務は、地方自治法に基づく特別地方公共団体である長野県民交通災害共済組合が運営し、市と協力して行っています。)

この共済には、15市の市民であれば、どなたでも加入することができます。そして、会費を納めて会員になった方が、**万一交通事故にあい負傷されたときに、会員一人ひとりの助け合いのもと、お見舞金を差し上げる制度です。**

この助け合いの制度は、住民の生活の安定と福祉の増進に役立つことを目的としています。

※15市



令和4年度は、会員数は57万4,241人で、
2人に1人以上の方が加入されました。

また、自動車や自転車などの交通事故に対して、1,485件、
8,854万5,000円(1件当たり5万9,626円)のお見舞金をお支払いしました。



- 事業内容など、詳しくは戸別配布のチラシをご覧ください。
- 会員から共済見舞金請求手続きについて相談を受けた場合は、請求者ご本人から直接、市役所へお問合せくださいますようお願いいたします。

民間の自動車保険に 加入しているから入らなくていい？



この共済は、自動車保険とは異なります。
助け合いの制度であることにご理解をいただき、
ご加入をお願いします。

自動車保険は車を運転する方の万一の補償ですが、この共済は、こどもからお年寄りまで、どなたでも少額の会費で加入でき、自動車だけでなく、自転車等の交通事故で負傷された方にも、お見舞金を差し上げる助け合いの制度です。

なぜ自治会や町内会の協力が必要なの？



少額の会費で充実した見舞金制度を
維持するためです。

自治会や町内会の役員の皆様のご協力により、共済は身近なものとなり、住民の誰もが加入しやすくなりますので、より多くの方に加入いただくことができます。

そのため、一人ひとり年400円という少額の会費であっても、交通事故にあい負傷された方に対し、できるだけ多くのお見舞金を差し上げることができます。

会費400円での運営を維持し、一人でも多くの方を救済するためにも、皆様のご協力がぜひ必要ですので、今後ともご協力をお願いします。

(ご協力いただいた自治会各位には、手数料等をお支払いしております。)

